

平成29年度やまがた緑環境税活用事業《事業の概要》

(林業振興課所管事業)

1 荒廃森林緊急整備事業 **【拡充】**

2 森林資源再生事業 **【拡充】**

3 森林資源循環利用促進事業

4 広葉樹林健全化促進事業

1 荒廃森林緊急整備事業 (H29:651,885 千円) [うち やまがた緑環境税 490,153 千円] 【拡充】

■人工林整備 (手入れが不十分で荒廃のおそれのある人工林の整備)

事業量 760ha 411,812 千円 (緑環境税 250,080 千円、国庫補助金等 161,732 千円)

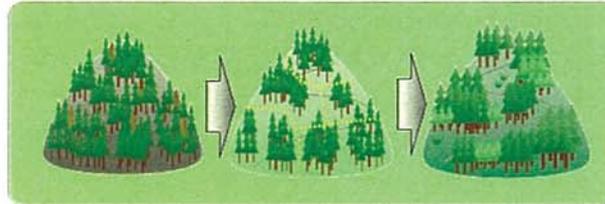
- ① 県実施 (委託事業) : 森林整備 280ha (うち国庫補助(環境林整備事業)活用 6 ha)
- ② 森林組合等実施 (補助事業) : 森林整備 480ha
・面的にまとまりを持って搬出間伐を行うことを目的とする国庫補助事業の活用 (森林環境保全直接支援事業等)

1 針葉樹林維持型

(スギ人工林の再生を起点とした環境に配慮した森林経営の展開)

管理放棄された針葉樹人工林の長期的な管理を継続するため、不良木の間伐及びこれに必要な森林作業道の設置などを実施

- 対象林齢を12齢級まで拡大【拡充】



2 針広混交林型

(水源かん養など公益的機能の高い森林を育成)

針葉樹人工林を広葉樹が入り交じった森林に誘導するため、強度の間伐等を実施

- 対象林齢を12齢級まで拡大【拡充】



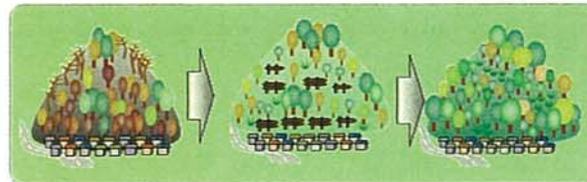
■里山林整備 (病虫害被害などで活力が低下している里山林の再生)

事業量 260ha 240,073 千円 (緑環境税 240,073 千円)

- ① 県実施 (委託事業) : 森林整備 202 ha + 緊急伐採 1,018m³
- ② 市町村実施 (補助事業) : 森林整備 58ha
・幹線道路沿いなどにある景観が悪化している森林の解消及び野生生物との緩衝帯設置を目的とした森林整備に対する補助

病虫害や気象害等の被害木の伐採、広葉樹の植栽及び簡易土留柵の設置などを実施

- 面的整備実施後に発生した被害木の緊急伐採【拡充】
・面的整備実施後に発生した被害木の緊急的な伐採を補助対象に追加



平成29年度の取組み

間伐と作業道設置の推進による、健全な森林経営の推進



水源かん養機能や土砂流出防止機能の維持増進のための針広混交林の整備推進



気象害や病虫害などで活力が低下した里山林の整備や森林景観の整備、人と動物との共存林の整備の推進



※荒廃森林緊急整備事業全体

- 税を活用した森林整備による公益的機能の維持増進についてPR【拡充】
・人目に付きやすい場所に、森林整備の事業効果をPRする看板を設置

2 森林資源再生事業 (H29:19,065 千円) 【拡充】

1 事業の背景・課題

- ・近年、記録的な豪雨の多発により、林地の崩壊や土砂の流出など県民生活に影響を及ぼす事態が発生している。また、再生林面積は急激に減少しており、人工林の伐採跡地についても、造林を行わず放置することで、森林の再生が遅れ公益的機能が低下することが懸念される。
- ・多くの森林所有者は、所有規模が小さいことや、主伐の収益が低く60年スパンの林業経営の収支計算でも赤字になることから、再生林に踏み切れない状況にある。
- ・このため、主伐後に再生林を行う仕組みを早急に構築し、公益的機能の低下をくい止め、森林の保全と利用が両立された持続的な森林管理を行っていく必要がある。

2 事業の概要

① 再生林経費支援事業

- ・事業内容：森林の有する公益的機能の維持増進及び持続的に発揮する仕組みを構築するために、再生林に要する経費の一部を支援する。
- ・事業主体：森林組合、林業事業体等
- ・事業量：100ha
- ・事業費：15,990千円(やまがた緑環境税)
- ・補助率：再生林の1haあたり標準経費の12%相当額
[再生林に対する国庫補助事業(68%)を活用した場合、実質補助率は80%。
さらにH29は県費で20%の嵩上げを行うため、実質補助率は100%となる。]

② 苗木購入経費支援事業【新規】

- ・事業内容：小面積で森林経営計画が作成できず、皆伐後の再生林でも施業支援事業を有効に活用できない場合などに、再生林に要する苗木購入経費を支援する。
- ・事業主体：森林所有者、森林組合、林業事業体等
- ・事業量：10ha
- ・事業費：3,000千円(120円/本(苗木価格)×2,500本/ha×10ha)
- ・補助額：苗木購入費用の全額(100%)



健全な森林のサイクル



皆伐跡地

3 森林資源循環利用促進事業(H29:36,490千円)

【目的】

森林環境緊急保全対策事業などで発生する間伐材等については、搬出経費が高く、採算が合わないことなどから利用率が低い状況にある。こうした木材について、集成材用ラミナや合板、チップやペレット等のバイオマス燃料での利用拡大を図り、計画的な出荷による流通システムの構築を目的として、運搬経費に対して支援を行い、環境保全に配慮した森林資源の循環利用を図る。

【事業内容】

民有林の間伐等で発生する木材を、集成材(ラミナ)や合板等の用材及び熱利用や発電用のチップやペレット等の木質バイオマス燃料に利用するための搬出に要する経費を支援する。

【補助対象者】

間伐材の伐採・搬出に関する調整等を通じて、工場と出荷に関する協定書等を結び、出荷する団体等

伐採



間伐の伐採及び玉切りは、国庫補助事業、緑環境税活用事業で支援

対象外

集材・運搬等



本事業で支援



【事業量】 60,000m³

【事業費】 36,490千円

【補助率】 定額(出荷先の区別に400~2,000円/m³を上限)

4 広葉樹林健全化促進事業（H29:5,000千円）

1 目的

切り株からの萌芽更新による森林の若返りを図るため、被害の拡大の恐れのある森林を伐採し、チップやペレットに利用しながら森林病害虫を駆除する伐採事業者に対して、経費の一部を助成する。

2 事業内容

- ①事業実施主体 伐採搬出を行う県内の森林所有者や森林組合、素材生産業者
- ②助成額 伐採木の搬出利用 1,000円/m³ （事業量 5,000m³×1,000円/m³=5,000千円）
- ③算出基礎 別紙のとおり
- ④採択要件 搬出に不利な立地条件にあるナラ枯れ被害林において、被害木を含む広葉樹の皆伐を実施し、伐採木の搬出に必要な作業道を開設し、すべての伐採木を搬出利用するもの。
- ⑤前年度との変更点 ナラ枯れ被害木と混在しているマツ枯れ被害木の伐採搬出も事業の対象とする。
おとり丸太の設置による面的防除の廃止

⑥事業の流れ

